

日本医療・病院管理学会 認定
医療・病院管理専門家(仮称)制度
規約(案)

2022年9月12日

第1条(目的)

日本医療・病院管理学会認定医療・病院管理専門家(仮称)制度は、本規約に基づき、医療・病院管理専門家(仮称)を認定し、当学会に集まる高度専門人材の力を引き出し、ネットワークを拡充し相互に成長する場を提供することをもって、我が国における保健・医療・福祉分野における諸問題を多面的に考究し、社会の進歩と人類の福利に貢献することを目指すものとする。

第2条(医療・病院管理専門家の定義)

医療・病院管理専門家(仮称)は、医療・病院管理に必要な組織経営、人事、財務、企画・マーケティング、情報管理、質・安全管理、建築、医療連携・医療介護連携、災害対応、制度、政策などの領域での実務経験ならびに研究経験を有し、当学会が定める医療・病院管理専門家(仮称)としての基準を満たし、当学会専門家審査委員会が認めたものとする。

第3条(専門家審査委員会)

- 一 医療・病院管理専門家(仮称)を認定する実務を行なう専門家審査委員会を置く。専門家審査委員会に関する規定は別途定める。
- 二 専門家審査委員会の委員は理事会で決定する。
- 三 専門家委員会は、5名から10名で構成する。
- 四 専門家審査委員会に委員長を置き、委員の互選で選出する。委員長は委員の中から副委員長を指名することができる。
- 五 専門家審査委員会は委員長が招集する。
- 六 委員の任期は2年とし、再任は1回を限度とする。

第4条(申請資格及び認定期間)

- 一 医療・病院管理専門家(仮称)は、実務経験あるいは研究経験が5年以上の普通会员、名誉会員、永年会員であって、会員歴3年目(その年度末で3年以上)の者が申請することができる。
- 二 医療・病院管理専門家(仮称)に認定された者は5年ごとに更新を行わなければならない。
- 三 認定更新の対象者が、認定更新期間内に所定の更新手続きを行わない場合は、医療・病院管理専門家(仮称)の資格を喪失する。

第5条(申請方法)

- 一 申請に必要な書類は、別途定める。尚、無作為または疑問等が生じる際等には、必要に応じて、実績の具体的な根拠資料などの追加資料を求める場合がある。
- 二 申請者は、第5条一項に定める申請書類一式に必要な事項を記載の上、電子媒体で日本医療・病院管理学会事務局に提出することとする。

第6条（審査登録料）

- 一 新規及び更新時の審査登録料は、2万円とする。なお、納付済みの登録料はいかなる理由であろうと返還しないものとする。

第7条（審査方法及び審査基準）

- 一 専門家審査委員会は、申請者より提出された第5条第一項に定めた申請書類一式に基づき、審査を行うこととする。具体的な審査基準については、別途定める。
- 二 審査において無作為または疑問等が生じる際には、対象となる実績の具体的な根拠の提出を申請者に求め、それらも審査対象とする。

第8条（審査結果に対する異議申し立て）

- 一 申立人は、審査結果に対して、異議の理由を明らかにして異議申し立てすることができる。
- 二 申立人から異議申し立てがあった場合は、専門家審査委員会において、その審査結果の妥当性を審査する。
- 三 専門家審査委員会は、前項に定める審査を行った場合は、その審査結果を申立人に通知する。

第9条（責務）

- 一 医療・病院管理専門家(仮称)は、本規定の目的を理解し、本目的に沿った医療・病院管理専門家(仮称)としてふさわしい活動を行う。
- 二 医療・病院管理専門家(仮称)は、日本医療・病院管理学会規則ならびに本規約を守らなければならない。

第10条（医療・病院管理専門家(仮称)資格の剥奪）

- 一 日本医療・病院管理学会規則ならびに本規約に違反したときは、専門家審査委員会は医療・病院管理専門家(仮称)資格を剥奪することができる。また、次の各項に該当するときも同様とすることができる。
- 二 当学会の名誉および信用を傷付けた場合
- 三 当学会の目的に反する行為をしたとき
- 四 申請時における不正行為ならびに虚偽の申告を行った場合
- 五 学会費が未納となった場合
- 六 審査登録料が未納となった場合
- 七 当学会を退会した場合
- 八 その他剥奪すべき正当な理由があるとき